

#### 4.4.23 直営刊行物の絶版ならびに在庫処分の手続きに関する内規

2009年4月8日理事会決

2012年11月15日理事会決イ)

第1条（目的） この内規は、刊行規程第6条に規定されている既刊刊行物の絶版とその処分の手続きについて定める。

第2条（絶版の対象） 絶版対象となる既刊刊行物は、次のいずれかとする。

- (1) 改定（訂）版が出版された刊行物（旧版）
- (2) 刊行後10年以上経過したもので、直近の在庫調整勘定繰入率が3年連続して100%となった刊行物
- (3) その他、常置調査研究委員会等から申請のあった刊行物

第3条（手続き） 絶版の決定ならびに在庫処分の手続きは、次のいずれかとする。イ)

- (1) 第2条（1）の刊行物は、理事会への報告および承認、総会の議決を経て処分する。
- (2) 第2条（2）の刊行物は、以下の手続きを経て処分する。
  - イ) 前年度までの棚卸を基に在庫処分対象を抽出する。（当該会計年度の4月）
  - ロ) 絶版対象となる刊行物について、刊行委員会は、学術推進委員会、当該常置調査研究本委員会等、編著委員会（主査）から意見を聴取する。（当該会計年度の5月～10月）
  - ハ) 刊行委員会は関係委員会の意見等を基に絶版を決め、理事会に報告する。（当該会計年度の1月）ニ) 絶版対象となった刊行物は、会告・本会インターネットホームページで周知する。（当該会計年度の1月～次年度の4月）
  - ホ) 絶版扱いとなった刊行物は、理事会の承認、総会の議決を経て処分する。（次年度の5月）
- (3) 第2条（3）の刊行物は、以下の手続きを経て処分する。イ)
  - イ) 刊行委員会は常置調査研究委員会等からの申請を基に絶版を決め、理事会に報告する。（当該会計年度の1月）
  - ロ) 絶版対象となった刊行物は、会告・本会インターネットホームページで周知する。（当該会計年度の1月～次年度の4月）
  - ハ) 絶版扱いとなった刊行物は、理事会の承認、総会の議決を経て処分する。（次年度の5月）

第4条（処分の方法） 絶版扱いとなった既刊刊行物は別途定める要領により処分する。

イ)